

投票区（投票所）別投票率

投票区（投票所）	県議会議員一般選挙			町議会議員一般選挙		
	当日有権者数	投票者数	投票率	当日有権者数	投票者数	投票率
第1投票区 (寄居町勤労福祉センター)	1,553	664	42.76	1,552	937	60.37
第2投票区 (寄居小学校体育館)	3,100	1,238	39.94	3,104	1,684	54.25
第3投票区 (西部コミュニティセンター)	1,747	720	41.21	1,744	1,029	59.00
第4投票区 (寄居町生涯学舎)	134	85	63.43	133	93	69.92
第5投票区 (カタクリ体育センター)	986	429	43.51	986	663	67.24
第6投票区 (折原公民館)	1,259	543	43.13	1,262	801	63.47
第7投票区 (鉢形公民館)	2,507	1,012	40.37	2,509	1,561	62.22
第8投票区 (寄居町鉢形財産区会館)	2,471	963	38.97	2,472	1,360	55.02
第9投票区 (男衾保育所)	2,328	796	34.19	2,338	1,307	55.90
第10投票区 (上郷南区公会堂)	2,139	819	38.29	2,130	1,164	54.65
第11投票区 (男衾中学校体育館)	3,202	1,149	35.88	3,198	1,736	54.28
第12投票区 (今市高蔵寺会館)	836	368	44.02	836	558	66.75
第13投票区 (寄居保育所)	1,984	800	40.32	1,978	1,100	55.61
第14投票区 (桜沢小学校体育館)	1,964	800	40.73	1,966	1,195	60.78
第15投票区 (用土小学校体育館)	3,701	1,579	42.66	3,707	2,248	60.64
期日前投票所		1,357	4.54		2,507	8.38
合計	29,911	13,322	44.54	29,915	19,943	66.67

町議会議員一般選挙

定数：16人
 ・上位16人が当選者
 ・当日の有権者数 29,915人
 ・投票率 66.67%

順位	候補者氏名	得票数
1	大久保博幸	1240.21
2	室岡 重雄	1211
3	佐野千賀子	1106
4	佐藤 理美	1106
5	坂本 建治	1098
6	田母神節子	1081
7	原口 昇	1067.764
8	押田 秀夫	1033
9	稲山 良文	997
10	松本 勇	979
11	本間登志子	957
12	原口 孝	949.235
13	石井 康二	858
14	岡本 安明	821
15	吉田 正美	819
16	大平 久幸	813
17	柴崎 利夫	807
18	松崎 州男	772
19	遠藤 欣一	721
20	新井 庶支	646
21	穂坂 憲茂	471
22	大久保常彦	187.789

※あん分票のある方の得票数は少数点以下第3位まで表示されています。

県議会議員一般選挙
町議会議員一般選挙
結果

4月8日執行の埼玉県議会議員一般選挙と4月22日執行の寄居町議会議員一般選挙の投票が、町内15箇所の投票所と期日前投票所で行われ、即日開票の結果（県議会議員は、翌日行われた選挙を経て）新しい議員が決まりました。

埼玉県議会議員一般選挙は、4月8日(日)に投・開票が行われ北第5区選出の県議会議員に神尾高善氏・加藤裕康氏・小島進氏が当選しました。

寄居町を含む北第5区（深谷市・寄居町）選出の県議会議員は、定数3に対し6人が立候補しました。

また、寄居町議会議員一般選挙は4月22日(日)に投・開票が行われ、16人の新しい町議会議員が決まりました。

町議会議員一般選挙は、定数16人に対し22人が立候補しました。

開票結果の概要は次のとおりです。

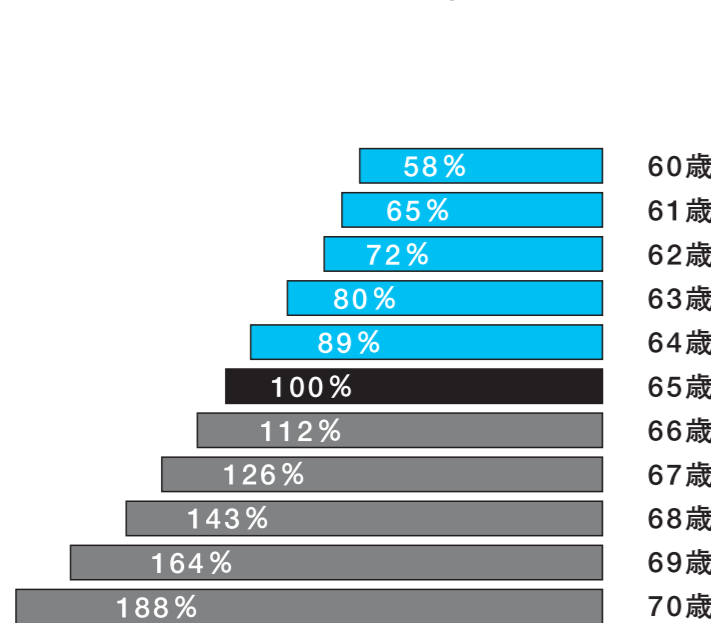
問い合わせ／町選挙管理委員会（☎581・2121内線181・182）

開票結果 《敬称略》

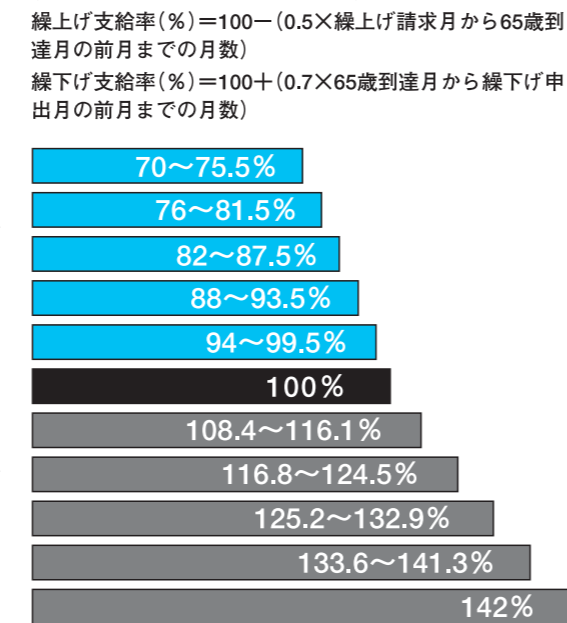
県議会議員一般選挙（北第5区：定数3人：上位3人が当選者）
 ・当日の有権者数 145,626人 投票率 45.54%

順位	氏名	寄居町の得票数	北第5区全ての得票数
1	神尾高善	5,726	22,833
2	加藤裕康	1,880	15,809
3	小島進	2,035	15,701
4	田村重信	1,204	7,438
5	柴岡俊美	1,684	6,690
6	志村利行	469	1,080

昭和16年4月1日以前に生まれた方
(支給率が年単位で変わります)



昭和16年4月2日以降に生まれた方
(支給率が月単位で変わります)



年金
あれこれ

老齢基礎年金の
繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は65歳からの受給が原則ですが、希望によって60歳から64歳までの間に繰上げて、減額した年金を受け取ることが出来ます。また、希望により老齢基礎年金を66歳以降に繰下げて、増額した年金を受け取ることも出来ます。



繰上げ請求や繰下げ請求をしたときの支給率は左表のようになります。
 なお、決定された支給率は生涯変わりません。また繰上げた場合、その後は障害基礎年金が請求できないなどの給付制限があります。請求の取消や請求時期の変更はできませんので、十分検討したうえで請求してください。
 50歳以上の方は、社会保険事務所や年金相談センターで年金額の試算ができますので、気軽にご相談ください。
 問い合わせ／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。